

ID: 1602

担当部署: こども福祉部 福祉室 障がい福祉課

処分の概要	地域相談支援給付費等の相談支援給付決定
法令名称 根拠条項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第51条の5第1項
法令番号	平成17年法律第123号
【根拠条文】 (地域相談支援給付費等の相談支援給付決定) 第51条の5 地域相談支援給付費又は特例地域相談支援給付費(以下「地域相談支援給付費等」という。)の支給を受けようとする障害者は、市町村の地域相談支援給付費等を支給する旨の決定(以下「地域相談支援給付決定」という。)を受けなければならない。 2 第19条(第1項を除く。)の規定は、地域相談支援給付決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。 (給付要否決定等) 第51条の7 市町村は、前条第1項の申請があったときは、当該申請に係る障害者の心身の状態、当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して地域相談支援給付費等の支給の要否の決定(以下この条及び第51条の12において「給付要否決定」という。)を行うものとする。 2 市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、主務省令で定めるところにより、市町村審査会、身体障害者更生相談所等その他主務省令で定める機関の意見を聴くことができる。 3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の主務省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該給付要否決定に係る障害者、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。 4 市町村は、給付要否決定を行うに当たって必要と認められる場合として主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、前条第1項の申請に係る障害者に対し、第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画書の提出を求めるものとする。 5 前項の規定によりサービス等利用計画書の提出を求められた障害者は、主務省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画書に代えて主務省令で定めるサービス等利用計画書を提出することができる。 6 市町村は、前2項のサービス等利用計画書の提出があった場合には、第1項の主務省令で定める事項及び当該サービス等利用計画書を勘案して給付要否決定を行うものとする。 7 市町村は、地域相談支援給付決定を行う場合には、地域相談支援の種類ごとに月を単位として主務省令で定める期間において地域相談支援給付費等を支給する地域相談支援の量(以下「地域相談支援給付量」という。)を定めなければならない。 8 市町村は、地域相談支援給付決定を行ったときは、当該地域相談支援給付決定障害者に対し、主務省令で定めるところにより、地域相談支援給付量その他の主務省令で定める事項を記載した地域相談支援受給者証(以下「地域相談支援受給者証」という。)を交付しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。	

標準処理期間		30日	
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日